

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定）条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H28.11.15	H28.11.29	平成〇〇年第〇〇号〇〇事件に係る土地の鑑定評価書	143	1														鑑定人の署名及び印影は、公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	収用委員会事務局 審理課
2	H28.11.24	H28.11.30	平成〇〇年第〇〇号〇〇事件に係る鑑定報告書	80	1							1	1						（7条3号） ・単価の出典である刊行物の情報は、開示することにより刊行物を作成、販売する法人の営業上の利益を損なうこととなり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため ・鑑定人が、補償金算定のために業者から徴した見積書に記載された事項は、見積りを行った業者の同業者が、見積りを行った業者が有するノウハウ等の企業秘密を知ることが可能となり、見積りを行った業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため また、見積書を徴した鑑定人と見積りを行った業者との関係において、今後営業上の支障が生ずることにより、鑑定人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため （7条4号） 印影は、公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	収用委員会事務局 審理課

**表の見方**  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <（根拠規定）条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>について  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。